



福井労働局

～ふくい「働く」を支えます～

Press Release

令和5年10月24日

【照会先】

福井労働局労働基準部賃金室

室長 木村 和晴

室長補佐 川口ひろみ

電話 (0776) 22-2691

報道関係者 各位

## 令和5年度特定最低賃金改正決定の答申について

### 一 繊維機械、金属加工機械製造業特定最低賃金を933円に引上げ一

福井労働局（局長 田原孝明）は、本年9月13日開催の福井地方最低賃金審議会（会長 新宮 晋）において諮問した「福井県繊維機械、金属加工機械製造業」に係る令和5年度特定最低賃金の改正について、以下のとおり答申を受けました。

特定最低賃金の改正決定に当たっては、同審議会に専門部会が設置され、具体的な審議が行われてきたところですが、今回の答申を受け、今後は異議の申出期間を経て、官報公示され、本年12月24日の発効を予定しております。

- 福井県繊維機械、金属加工機械製造業最低賃金  
最低賃金額 時間額933円  
答申日 令和5年10月24日  
適用労働者数 約1,950名  
前回の改正 令和4年12月24日（時間額915円《注》）

《注》現在は、令和5年10月1日発効の福井県最低賃金 時間額931円が適用されています。

なお、福井県では、今回答申がなされた「福井県繊維機械、金属加工機械製造業」のほかに「福井県紡績業、化学繊維、織物、染色整理業」「電気機械器具製造業（略称）」「百貨店、総合スーパー」の3業種に関する特定最低賃金が定められておりますが、福井地方最低賃金審議会の令和5年度の審議において、改正決定の必要性があるとの結論には達しなかったため、これら3業種の最低賃金に関する金額改正はありません。福井県最低賃金 時間額931円が適用されます。

（参考）特定最低賃金3業種の最低賃金額（福井県最低賃金適用）

「福井県紡績業, 化学繊維、織物、染色整理業最低賃金」	時間額 931 円
「福井県電気機械器具製造業 (略称)」	時間額 931 円
「福井県百貨店, 総合スーパー」	時間額 931 円